

# 規制の事前評価書

法律又は政令の名称：雇用保険法等の一部を改正する法律案による改正後の雇用保険法第 76 条  
第 1 項、第 79 条第 1 項

規制の名称：報告徴収、立入検査の対象の追加

規制の区分：新設、改正（拡充）緩和、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：厚生労働省職業安定局雇用保険課

評価実施時期：令和2年1月

## 1 規制の目的、内容及び必要性

### ① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。  
(現状をベースラインとする理由も明記)

- 雇用保険事業の円滑な運営を図るため、行政庁は、被保険者等を雇用し、若しくは雇用していた事業主等に対して、必要な報告等を命ずること（以下「報告徴収」という。）ができる（雇用保険法第 76 条第 1 項）とともに、行政庁は、当該職員に、被保険者等を雇用し、若しくは雇用していた事業主の事業所等に立ち入り、関係者に対して質問等させること（以下「立入検査」という。）ができる（雇用保険法第 79 条第 1 項）こととされている。
- 報告徴収及び立入検査では、「被保険者等を雇用している、又は雇用していた事業主」を対象としているが、被保険者には週所定労働時間が 20 時間以上である等の要件があり、雇用保険の保険関係成立届を提出していない事業主に雇用されている労働者が被保険者か否かを把握することは困難であることから、「被保険者等を雇用し、又は雇用していたと認められる事業主」についても、当該規定の対象に加えることとする。
- なお、第 76 条第 1 項の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは偽りの報告をし、又は文書を提出せず、若しくは偽りの記載をした文書を提出した場合（第 83 条第 3 号）又は第 79 条第 1 項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは偽りの陳述をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合（第 83 条第 5 号）には、6 箇月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金が科される。
- 当該措置を行わない場合は、事業主が任意調査に協力せず、強制加入たる雇用保険の適用が

徹底されない可能性がある。

② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。

- 現状、報告徴収及び立入検査については、「被保険者等を雇用している、又は雇用していた事業主」を対象としているところ、被保険者には週所定労働時間が 20 時間以上である等の要件があるため、雇用保険の保険関係成立届を提出していない事業主に雇用されている労働者が被保険者か否かを把握することは困難である。
- そのため、適用促進の観点を踏まえ、報告徴収及び立入検査の対象を、被保険者等を雇用し、または雇用していたと認められる事業主とすることが必要である。

## 2 直接的な費用の把握

③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

- 遵守費用として、被保険者等を雇用し、又は雇用していたと認められる事業主等について、報告徴収を命じられた場合は必要な報告、文書の提出又は出頭をするための費用が生じ、立入検査の必要があると認められた場合は、立入検査に対応するための費用が生じる。
- 行政費用として、国において、制度を周知するための行政費用が発生する。また、被保険者等を雇用し、又は雇用していたと認められる事業主等に対し、法律の施行に関し必要な情報を把握するための報告徴収、立入検査を行う費用が発生する。

④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が

生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

(規制の拡充のため該当せず)

### 3 直接的な効果（便益）の把握

#### ⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定性的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

被保険者等を雇用し、又は雇用していたと認められる事業主等における法律の施行に必要な情報の把握が促進されることにより、強制保険制度である雇用保険について確実な適用が実現されるようになる。

#### ⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

金銭価値化することは困難。

#### ⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。

(規制の拡充のため該当せず)

### 4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

#### ⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

副次的な影響は想定されない。

## 5 費用と効果（便益）の関係

- ⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記2～4を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

- ① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析
- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析
- ③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

改正案の導入により、報告徴収及び立入検査の対象範囲の拡大、報告徴収及び立入検査の義務化による費用の増加はあるものの、被保険者等を雇用し、又は雇用していたと認められる事業主等における法律の施行に必要な情報の把握が促進されることにより、強制保険制度である雇用保険について確実な適用が実現されるようになるため、増加する費用を上回る便益を得られると考える。

## 6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

- 代替案として、今般新たに報告徴収及び立入検査の対象となる被保険者等を雇用していたと認められる事業主等に対しては、任意調査への協力を求めるのみにとどめる、その結果、罰則規定の対象ともしないことが想定される。
- この場合、被保険者等を雇用し、又は雇用していたと認められる事業主等が任意に報告徴収

や立入検査に協力するにとどまり、必ずしもこれらに従う必要がないため、適切な雇用保険制度の運用は限定的なものとなり、改正案と同程度の便益は期待できないものとする。

- また、任意に応じない場合、必要な調査をする行政の費用は増加し、適切な雇用保険の運用への対応が不十分なものとなるおそれがあることから、費用が便益を上回ることも想定される。
- これらのことから、改正案と代替案を比較すると、改正案の方が望ましいと考えられる。

## 7 その他の関連事項

### ⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

「雇用保険部会報告書」（令和2年12月25日労働政策審議会職業安定分科会雇用保険部会報告書）において、次のとおり報告されている。

#### 5 その他

（1）雇用保険被保険者がいると認められる事業所に対する立入検査等

○ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和45年法律第84号）に基づく立入検査の対象は、現在保険関係が成立している、又は過去成立していた事業所等となっている。また、雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく立入検査の対象は、被保険者等を雇用している、又は雇用していた事業主の事業所等としている。

○ この点、雇用保険の適用促進に向けた取組の実効性を高める観点から、雇用保険被保険者がいると認められる事業所も立入検査等の対象であることを明確化すべきである。

## 8 事後評価の実施時期等

### ⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成26年6月24日閣議決定）を踏まえることとする。

当該規制は、強制保険制度である雇用保険の適用を適正かつ着実に進めるために必要不可欠な規制であって、被保険者等を雇用し、又は雇用していたと認められる事業主等に対して報告徴収や立入検査の遂行が阻害されることは、雇用保険法適用が担保されず、労働者の生活及び雇用の安定を図るという法の目的自体を揺るがすものであることから、当該規制に対し、見直し条項を付すことは不相当であり、検討規定は不要と考えている。

- ⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

検討規定は不要としているので、指標の設定は不要。